様式第59号（第28条関係）

|  |
| --- |
| 法人村民税更正（決定）通知書 |
| 第　　　　　号年　　月　　日納税者所在地名称代表者氏名　　　　殿事業年度　　・　・　～　・　・法人税更正（決定）　・　　・申告区分　中間、確定、修正、清算村長　　　　　　　　 |
| 1　法人税割 | 2　均等割 |
| 課税標準総額① | 円 | 法人税額の課税標準の算定期間中において事務所又は事業所を有していた月数 ⑦ | 月 |
| 分割基準② | ―　人 |
| 年均等割額× | 　12　　 ⑧ | 円 |
| 課税標準額（分割額）③ | 円 |
| 法人税割額(③× | 　　100 | )④ | 円 | 既に納付の確定した均等割額　　　　　　　　　　 ⑨ | 円 |
| 既に納付の確定した法人税割 | ⑤ | 円 |
| 差引不足額　⑧－⑨⑩ | 円 |
| 差引不足額④－⑤　⑥ | 円 |
| この通知書によって納付すべき不足税額（⑥＋⑩）　　　　　　　　　　　円 |
| 更正（決定）の理由 |  |
| 1　上記のとおり更正（決定）しましたから地方税法第321条の11第4項の規定により通知します。なお、この更正（決定）によって納付すべき不足税額は別紙納付書によって　　月　　日までに　　　　銀行（郵便局）又は村に納付してください。この場合、納期限（　　年　　月　　日）の翌日から納付の期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる）について年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1ヶ月を経過した日までの期間については、7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければなりません。ただし、計算した額が100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨ててください。2　この更正（決定）について不服があるときは、この通知を受取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって村長に審査請求をすることができます。 |